

保健福祉委員会

■特定健診と特定保健指導

委員会では、担当部局より資料の提出や説明を求めたほか、実務を担当する保健師から実態を聴取し、市民の健康維持を図るため、特定健診の意義や現状、特定保健指導の実態把握に努めながら調査を進めてきた。

将来の医療費の伸びを抑え、国民皆保健制度を持続可能なものにするため、予防可能な生活習慣病有病者、その予備軍を平成20年度と比較し27年度に25%削減する目標を設定し対策が進められる。「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各医療保健者に対し実施が義務付けられ、受診率と実施率の目標値が定められ、その達成を求められてきた。達成率により国民健康保健から後期高齢者医療制度への支援金の増減があり、その差は最大10%に達することから、仮に目標値を下回った場合は、国民健康保険税への影響も予測される。



特定保健指導

委員会ではこれらの説明を受け議論を重ねた。論点は導入の目的、実施率の向上対策、執行体制の充実の3点に集約した。目的では、国は増加する医療費の対策により国民皆保健制度維持としているが、行政の本質として考える場合、住民の健康を主目的とすべきであり、医療保健の財務改善は理解するものの、優先すべき目的が異なる。実施率向上対策は、年々目標率が高くなる中で継続受診者が少ない状態の改善、新たな受診者確保の方策について、現状年2回、市内4ヶ所で実施されている集団健診の充実、対象者の意識改革を図り、受診を促す啓蒙活動の充実・住民の健康を重

視し、対象者へ受診を喚起する方策に一層努力が必要である。

実施率が高まるにつれて、それぞれの対象者が増加することになるため、これらの増加に対応すべき人材確保が重要である。業務に関わる専門職については、現状において精励努力されていることが調査の中で十分伺えた。今後において積極的にこれらに関わる人材を確保することにより、執行体制の充実を図ることが必要である。今後の実施に当たっては、市民の健康増進及び確保のため、関係機関との連携を強化することにより、さらに推進を図りたい。

■富良野看護専門学校条例の一部改正案を可決

看護専門学校が平成6年に開校して以来始めての改正であり、その趣旨は、当校の運営を維持するため必要な財源として、授業料を年額18万円から24万円に改正するものである。

富良野地域の看護師不足の解消を目的に開設されたが、他の自治体運営の学校と比べて、病院に併設されていないことや圏

域内に大学がないことから、臨床実習や一部科目の履修を外部講師に依頼を行わなければならないことが、運営上の課題となっている。さらに、平成20年度より看護基礎教育カリキュラムの改正に伴い、幼稚園などの実習も加わるなど履修単位の増加により、学校運営経費の増大も見込まれる。これまでも経費削減に努力をしており、これ以上の削減を行った場合学習環境にも影響する。

こうした背景など、説明に基づく意見交換では、他校との比較で、授業料そのものは高くないものの、実習費などの合算では低い水準ではない事。学生の学習環境を最優先する事。医療従事者不足における看護専門学校の重要性などについて意見が挙げられた。特に、今後の受益者負担について、設置目的を踏まえつつ、より明確な基準が必要である。また、地域の看護師不足解消に向け、積極的に取り組む必要があるため、協議の結果、学校運営継続のための改正であり全会一致をもって、原案可決すべきものと決定した。